

片品村森林情報基盤整備及び森林経営管理

に係る全体計画（案）

片品村役場 農林建設課

0. 計画の概要

①全体計画の目的

片品村では、河岸段丘の段丘崖や農地周辺に森林や原野が点在しており、これらは景観形成や防災、生態系の保全において重要な役割を担っています。しかしながら、所有関係及び境界が不明確である森林が多く、様々な理由から適切な森林管理が行われていない状況です。森林管理が行き届かない場合、森林の公益的機能が損なわれ、倒木や土砂流出、農地への影響といった様々な課題が生じるおそれがあり、防災や暮らしの安全の観点からも対応が求められています。

これらを解決するためには、所有者の把握と意向・境界確認を進め必要に応じて森林の集約化を図ることにより計画的かつ効率的な森林管理及び森林整備の実施が必要不可欠です。地籍調査や境界明確化事業が進んでいない当村においては、境界明確化事業や森林経営管理制度の利用により森林情報の基盤整備及び森林経営管理を段階的に進めることを目的とし、この全体計画を策定することとします。

なお、森林経営管理制度は森林経営管理法（以下「法」という。）に基づき、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営体に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度です。なお、法は平成30年6月1日に公布され、令和7年5月30日には、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律が公布され、令和8年4月1日に施行されました。

②計画対象区域

対象区域は、森林経営管理法第1条に基づき、地域森林計画及び市町村整備計画区域内の森林のみとします。また、官有林、県有林、大規模森林所有者林は対象外とします。その中で、国道や宅地に近い区域で河岸段丘の段丘崖をエリア1（図1 赤色区域）、それより奥の農地等に隣接する森林までをエリア2（図1 黄色区域）、さらに奥山をエリア3（図1 紫色区域）、除外区域（図1 灰色区域）と指定します。

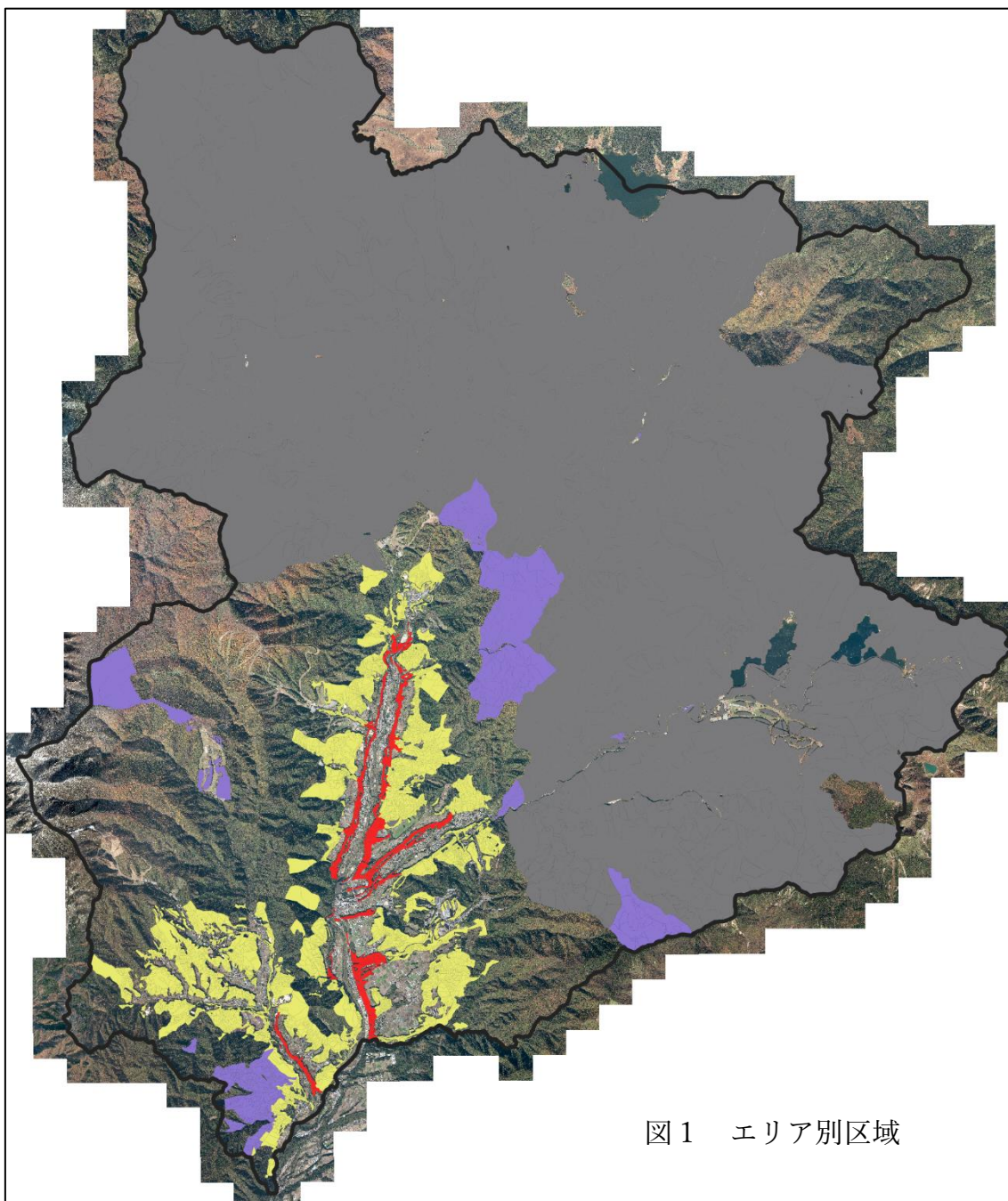


図1 エリア別区域

③計画の位置づけ

本計画は、片品村における境界明確化事業や森林経営管理制度の活用方針を定めるとともに森林情報基盤整備及び森林経営管理を進めるための実施区域・実施計画・管理体制などを統合した「実行計画」として策定します。また、この計画は、「第5次片品村総合計画後期基本計画」に基づき策定される「尾瀬かたしな森林ビジョン（令和8年度末策定予定）」及びその最優先施策である「片品村森林ゾーニング検討（令和8年度末策定予定）」と連携し、その具体的取組として位置づけられるものです。

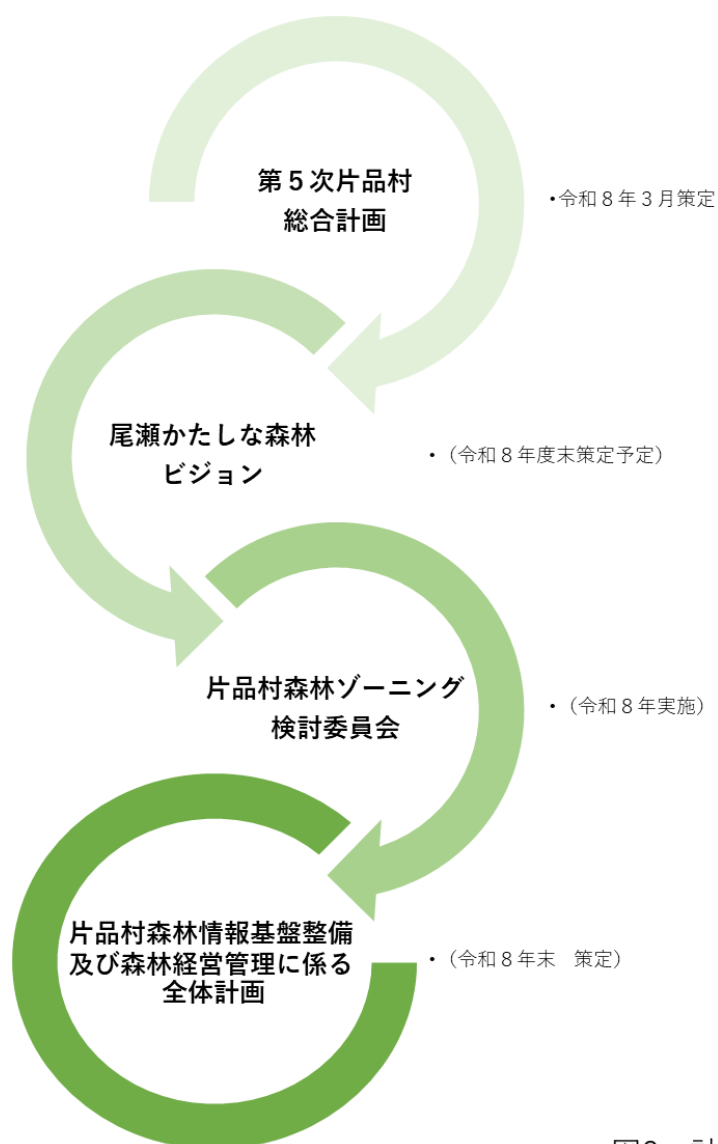


図2 計画の位置づけ

1. 基本方針

①基礎情報

片品村における森林・林業を取り巻く環境や基礎情報、ゾーニング図等については、尾瀬かたしな森林ビジョンや片品村森林ゾーニングを参照することとする。

②条件および要素

- 森林整備における担い手不足
- 採算林と非採算林の混在
- 河岸段丘の段丘崖や段丘面上部における多数の森林境界
- 森林所有者の高齢化
- 森林の成熟と危険木の増加
- 段丘崖の森林や河川の森林における害獣の住処や移動での利用
- 予算と実情（地籍調査0%&所有者不明森林増加）
- 事業実行体制の人的制限
- 民国連携 森林整備協定締結による施業検討

③エリア設定と事業内容

上記条件から限られた予算及び人的体制の中で、効率的かつ継続的に森林管理実行のために、適切なエリア設定と事業内容の選択を行う必要がある。

（エリア選択の考え方）

獣害等の地域住民の暮らしへの影響度、境界不明化リスク、森林管理上の緊急性等を踏まえ、対象区域を優先度別にエリア区分（図3）し、優先度の高い順からエリア1、2、3とした。

エリア1（図3 赤色区域）：

国道や集落、農地に近接し、防災上及び生活環境上の影響が大きい森林区域とする。また、河岸段丘崖など所有者分散が著しく、今後さらに境界不明化が進行するおそれが高い区域を優先する。

エリア2（図3 黄色区域）：

農地周辺の森林を中心とし、エリア1と連続した森林管理を進める区域とする。

エリア3（図3 紫色区域）：

奥山部を中心とし、長期的視点で管理体制整備を進める区域とする。

（適切な事業内容）

片品村においては、所有者不明森林の増加や境界情報消失の進行が大きな課題であり、将来的な森林管理を可能とするためには、早期に森林情報を整理・保全する必要がある。

一方、森林整備について、長期的な観点で即時の森林整備不足による公益的機能低下よりも、所有者不明森林増加による管理不足・困難森林増加による公益的機能低下のほうが、リスクが高いと判断する。また、予算として、森林環境譲与税の範囲内のみでの事業実施であり、森林経営管理制度以外での森林整備事業が可能である。

上記より、森林経営管理に先行して境界明確化及び提案型意向調査を重点的に推進するものとする。

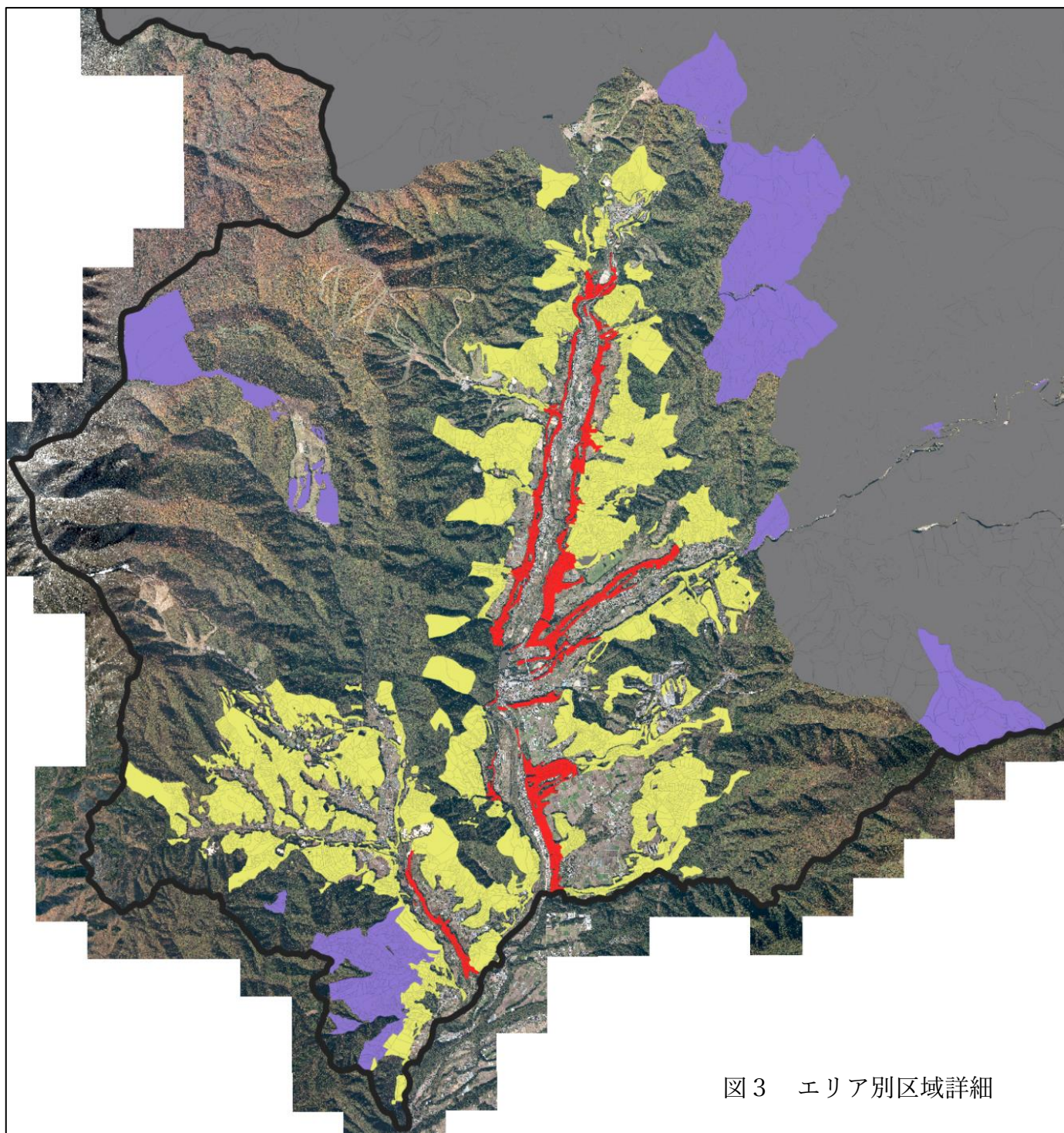


図3 エリア別区域詳細

2.事業の仕様

① 境界明確化及び提案型意向調査

(目的)

現地調査や航測法による測量をもとに、土地の所有者及び所有界の把握を行い、林業事業体による森林整備の基盤づくりとすること。取得した森林情報については、将来的な森林経営計画、森林整備、災害対応等にも活用可能な地域森林管理データとして整理・蓄積を行う。提案型意向調査とは、郵送によるアンケート式調査とは異なり、対面での所有者への説明・提案実施を行い、村への経営管理権の集積とこれに伴う権利集積配分一括計画の策定による森林の団地施業実施を目的として行う意向調査のことをいう。

(求める成果)

森林所有者と境界をまとめ合意を得た GIS データ（森林保全図）及び森林経営管理に関する意向

なお、森林保全図の精度に関して、GNSS 機器など精度が高い機器利用を推奨とする。

(実施の流れ)

A 説明会や広報による住民説明、個別訪問を行い境界に関する合意形成及び提案型意向調査を行う。

B 境界確認においては、森林所有者だけでなく隣接する土地の所有者の合意を得るものとする。

(その他)

・地域事情に精通した地元関係者や経営管理支援法人等と連携し、地域合意形成を重視しながら実施する。

・森林経営管理制度とは別の村独自事業の検討を行う。事業例としてが、地元精通者を地区ごとに選任し、小規模分散型の集約化促進事業を実施するなど、早期の境界明確化及び境界情報の保持を目指す事業等。

② 権利集積配分一括計画の策定

(目的)

境界明確化や意向調査を実施した区域における権利集積配分一括計画の策定により適切な林業経営実施を促進すること。

(求める成果)

集約化した場所を含めた一括計画の策定

(実施の流れ)

法に沿って実施する。大まかな流れを以下に示す。

協議会の設置 → 集約化構想 → 権利集積配分一括計画の策定

(その他)

協議会において非経営林と判断し権利集積配分一括計画をしない森林について、森林整備の必要性がある場合は国や県の事業を検討する。他事業による実施が不可と判断される森林は、緊急性がない限り優先度低である森林として処理するものとする。なお、84林班については令和3年から先行して意向調査及び境界明確化を実施しているため、先に権利集積配分一括計画策定を実施する。

3. 年次実行計画 ~境界明確化及び提案型意向調査~

ここでは、長期的な森林管理基盤整備の方向性を示すが、社会情勢、技術革新、財政状況、地域合意形成の進捗等を踏まえ、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うものとする。なお、令和8年度から令和16年度までを重点実施期間と位置づけ、優先度の高いエリア1において集中的に境界明確化及び提案型意向調査を実施する。

① 事業面積と実行年度

対象区域及び除外区域の面積を図4のとおり示す。また、エリアごとの年次計画を示す。

	対象区域 (A)			除外区域 (B)	合計 (A) + (B)	
	エリア1	エリア2	エリア3			
	3,751.84	278.51	2,183.48	1,289.85	23,559.18	27,311.02

単位は、すべてha

図4 対象区域と除外区域面積

	面積(ha)	実行年度	備考
エリア1	278.51	令和8年～令和16年度	重点実施期間
エリア2	2,183.48	令和17年～令和56年度	
エリア3	1,289.85	令和57年～令和76年度	

図5 対象区域の実行年度一覧

エリア1： 278.51 ha

令和8年度～令和16年度までの9年間で、毎年約30haずつ実施する。

年次	年度	林班	面積 (ha)	累計面積 (ha)	完了率
1	令和8年度	22-1,-2	26.63	26.63	1%
2	令和9年度	23,24	20.7	47.33	1%

3	令和 10 年度	25-1,-2	36.9	84.23	2%
4	令和 11 年度	20,19,18	27.03	111.26	3%
5	令和 12 年度	17	32.39	143.65	4%
6	令和 13 年度	95-1,-2	38.67	182.32	5%
7	令和 14 年度	93,94, 98-1,-2	32.4	214.72	6%
8	令和 15 年度	99-1,-3	44.23	258.95	7%
9	令和 16 年度	90-1, 91-1,-2,-3	19.56	278.51	7%

エリア 2 : 2,183.48ha

令和 17 年度～令和 56 年度までの 40 年間で、毎年約 55ha ずつ実施する。

エリア 3 : 1,289.85ha

令和 57 年度～令和 76 年度までの 20 年間で、毎年約 60ha ずつ実施する。

除外区域 : 23,559.18ha

4. 年次実行計画 ～意向調査や一括計画～

当分の期間、令和3年から先行して意向調査及び境界明確化を実施済みである84林班のみ権利集積配分一括計画策定を実施する。

年次	年度	林班	面積 (ha)	累計面積 (ha)	完了率
1	令和8年度	84	約25ha		
	令和9年度以降	未定			

5. リスク管理

- 境界や施業に関する苦情・意見について
対応窓口は、主として経営管理支援法人とする。
- 境界不明森林について
境界が確定しているものは実線、不明や曖昧など何らかの理由で確定しないものは、破線等で分け理由とともに保持し記載する。
- 所有者不明森林について
所有者不明森林において、緊急に森林整備を要する場合は、法に基づき所有者不明の探索を実施したうえで、適切に対応するものとする。緊急に森林整備を要しない場合は、優先度の低い森林として処理するものとする。
- 対象区域外で現況が森林である土地について
本計画において、森林経営管理制度の利用対象外となるが、現況が森林であり森林整備が適切に実施されていない土地が多々存在する。これに関しては、別途整理し適切な森林整備の実施検討を行うものとする。

6. 組織体制図

片品村は、経営管理支援法人への業務委託による事業実施を検討する。経営管理支援法人の指定については、片品村経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱に基づき HP により公募する。

片品村における経営管理支援法人は、森林所有者への説明、境界明確化支援、森林情報整理、地域合意形成支援等を担い、地域フォレスター機能を有する中核的な支援組織として位置づける。また、必要に応じて森林組合、林業事業体、専門家、地域住民等と連携しながら、地域全体で持続的な森林管理体制構築を目指すものとする。

7. 計画の更新と公開

本計画は、長期的な森林管理基盤整備の方向性を示すが、社会情勢、技術革新、財政状況、地域合意形成の進捗等を踏まえ、概ね 5 年ごとに計画内容の更新を図るものとする。また、令和 8 年度末に策定予定である尾瀬かたしな森林ビジョン及び片品村森林ゾーニングと協調し初版完成とし、HP にて公開するものとする。

令和 8 年 6 月 1 日 案公表

令和 9 年 3 月 3 1 日 初版完成予定